

## 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業実施要領

### (目的)

第1条 社会福祉事業経営者及び施設経営者の様々な相談に応えるため、専門的な知識と豊富な経験を持つアドバイザーによる相談・派遣等を実施し、安定的な施設経営及び質の高いサービスの提供に資する。

### (実施主体)

第2条 この事業は、長野県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が実施する。

### (事業の対象)

第3条 この事業を利用できるのは、長野県内で事業を営む社会福祉事業経営者及び施設経営者(以下、「福祉事業者」という)とする。

### (事業内容)

第4条 この事業では、次表の相談を希望する福祉事業者に、アドバイザーを派遣する。

相談内容	アドバイザー
運営管理	実践者、社会保険労務士
会計・税務	税理士
労務管理・人材定着	社会保険労務士、経営実践者
法務	弁護士
介護職場の業務診断	認定介護福祉士
職場における心の健康づくり	産業カウンセラー
キャリアパス構築・人材育成	社会保険労務士、中小企業診断士等
BCP(事業継続計画)策定	BCP 策定経験者等

2 福祉事業者は法人単位で、1回2時間程度のアドバイザー派遣を年度内に5回まで利用することができる。ただし、「信州福祉事業所認証・評価制度」の取組宣言を行った事業者は、さらに2回のアドバイザー派遣を利用することができる。

### (利用料等)

第5条 アドバイザー派遣を希望する福祉事業者は、申込書(様式1)により県社協に申し込むものとする。

2 アドバイザーの派遣に伴う報酬及び旅費は県社協が負担する。ただし、消耗品や印刷製本等の費用が発生した場合は、福祉事業者が負担する。

3 アドバイザーの報酬別表により定める。旅費は、県社協の「費用弁償及び旅費規程」に基づき支給する。

### (アドバイザー)

第6条 この事業に関わるアドバイザーは、県社協が委嘱する。

(秘密保持義務)

第7条 県社協及びアドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第8条 派遣されたアドバイザーは、報告書(様式2)その相談・助言内容を1ヶ月以内に県社協に提出する。

(免責事項及び損害賠償)

第9条 アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって行うものとする。

2 アドバイザーの助言により相談者に損失が発生した場合においても、県社協及びアドバイザーは故意または重大な過失がない限り免責され、かつ損害賠償等は一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別途定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年11月16日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年7月29日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

(様式1)

アドバイザー相談・派遣等事業利用申込書		年度申込回数( )回目 ※年度内で5回の利用が可能です。	
フリナガ		派遣先 施設名	
法人名			
施設の 所在地		申込者 役職氏名	
施設等 種別	1 高齢者    2 障害者    3 児童    4 保育    5 その他( )		
担当者名		E-mail	
T e l		F a x	
利用希望 事業	<p>■相談分野・内容(○を記入)</p> <p>1 運営管理    2 会計・税務    3 労務管理・人材定着</p> <p>4 法務    5 介護職場の業務診断    6 職場における心の健康づくり</p> <p>7 キャリアパス構築・人材育成    8 BCP(事業継続計画)策定</p> <p>■相談概要(相談分野・内容の具体的な相談内容を簡単に記入)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>■希望日・時間</p> <p>第一希望( 月 日) ( : ~ : )</p> <p>第二希望( 月 日) ( : ~ : )</p> <p>第三希望( 月 日) ( : ~ : )</p>		
「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業実施要領」を承諾の上、申込みます。			
令和 年 月 日			
法人名 _____			
住所 _____			
代表者氏名 _____ 印			